

官報

號外

昭和二十二年二月十六日

○第九十二回 帝國議會 貴族院議事速記録第三號

昭和二十二年二月十五日(土曜日)午前
十時九分開議

議事日程 第三號

昭和二十二年二月十五日

午前十時開議

第一 國務大臣ノ演說ニ關スル件

(第二日)

第二 請願法案(政府提出)

第一讀會

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ

特別委員ノ選舉

第四 華族世襲財産法ヲ廢止スル

法律案(政府提出)

第一讀會

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ

特別委員ノ選舉

○副議長(伯爵德川宗敬君) 報告を致

させます

〔小野寺書記官朗讀〕

昨十四日委員會ニ於テ當選シタル正副

委員長ノ氏名左ノ如シ

豫算委員會

委員長 伯爵林 博太郎君

副委員長 男爵久保田敬一君

懲罰委員會

委員長 男爵高木 喜寛君

副委員長 子爵今城 定政君

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領

セリ

會計法第七條第一項の規定の特例に

關する法律案

同日政府ヨリ左ノ法律案ハ議院法第二

十七條但書及第二十八條但書ニ依リ議

定相成タキ旨ノ要求書ヲ受領セリ

會計法第七條第一項の規定の特例に

關する法律案

○副議長(伯爵德川宗敬君) 是より本

日の會議を開きます、議事日程に入る

に先立ち御諮り致すことがございま

す、德川議長は目下病氣引籠り中でご

ざいまして、副議長のみにては、何時

議事に支障を來すやも測られませぬか

ら、此の際假議長の選舉を行つて置く

方が便宜かと存じます、以上議長の發
議に御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議な

いと認めます

○子爵戸澤正己君 只今議題となりま

した假議長の選舉に付きましては、先

例に依り、本院規則第十四條第二項に

依りまして、本會期を通じ議長に於て

其の指名あられむことの動議を提出致

します

○男爵島津忠彦君 賛成

○副議長(伯爵德川宗敬君) 戸澤子爵

の動議に御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議な

いと認めます

○副議長(伯爵德川宗敬君) 決算委員

片倉兼太郎君死去せられましたに付、

決算委員に關員を生じて居ります、第

二部に於て其の補關選舉を行はれむこ

とを望みます

○副議長(伯爵德川宗敬君) 是より議
事日程に移ります、日程第一を後に廻
し、日程第二以下を順次議題と爲すこ
とに御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議な

いと認めます

○副議長(伯爵德川宗敬君) 日程第

二、請願法案、政府提出、第一讀會、

金奈國務大臣

〔左の提出文及案は朗讀を
經ざるも參照のため茲に
載録す以下之に倣ふ〕

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十二年二月七日

内閣總理大
臣兼外務大
臣 農林大臣

吉田 茂

國務大臣 男爵幣原喜重郎

司法大臣 木村篤太郎

國務大臣 齋藤 隆夫

逓信大臣 一松 定吉

國務大臣 星島 二郎

厚生大臣 河合 良成

内務大臣 植原悦二郎

大藏大臣 石橋 湛山

國務大臣 金森德次郎
運輸大臣 増田甲子七
商工大臣 石井光次郎
文部大臣 高橋誠一郎

請願法案

請願法

第一條 請願については、別に法律
の定める場合を除いては、この法
律の定めるところによる。

第二條 請願は、請願者の氏名(法
人の場合はその名称)及び住所(住
所のない場合は居所)を記載し、
文書でこれをしなければならな
い。

第三條 請願書は、請願の事項を所
管する官公署にこれを提出しなけ
ればならない。天皇に対する請願
書は、内閣にこれを提出しなけれ
ばならない。

請願の事項を所管する官公署が
明らかでないときは、請願書は、
これを内閣に提出することができ
る。

第四條 請願書が誤つて前條に規定
する官公署以外の官公署に提出さ
れたときは、その官公署は、請願
者に正當な官公署を指示し、又は
正當な官公署にその請願書を送付

第五條 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し、誠実に処理しなければならない。

第六條 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

〔國務大臣金森德次郎君登壇〕

○國務大臣(金森德次郎君) 只今上程に相成りました請願法案に付きまして、提案の理由を御説明致したいと存じます、日本國憲法第十六條に於きましては、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關しまして、平穩に請願する權利を有し、即ち國民の基本的權利として請願權が憲法の中に保障されてある譯であります、此の規定に基きまして、今回提出の法律案は、請願の提出、請願を受ける官公署等に關しまして必要な事項を定めたのでございます、又請願は文書で之を致さなければならぬ、請願の事項を所管する官公署に之を提出しなければならぬと云ふやうな風に、請願の手續を定めますと同時に、請願を致しました結果として、適法な請願を受けました官公署は必ず之を受理を致しまして、誠実に處理しなければならぬ旨を規定し、尙國民は斯様な請願を致しましたが爲に、如何なる差別待遇をも受けないことを明かにすると云ふ規定を設けて居る譯でございます、以上が此の法律の内容でございます、が、何卒宜しく御審議の上御協賛あらむことを御願ひ致します

○副議長(伯爵德川宗敬君) 別に御質疑もなければ日程第三、特別委員の選舉に移ります

○子爵戸澤正己君 只今議題となりました特別委員の選舉は、本會期を通じて特別の場合を除き、其の特別委員の數を九名とし、其の指名を議長に一任するの動議を提出し、而して只今議題となりました請願法案は、其の特別委員の數を十五名とし、其の指名を議長に一任するの動議を提出致します

○子爵秋田重季君 賛成

○副議長(伯爵德川宗敬君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を朗讀致させます

〔小野寺書記官朗讀〕

請願法案特別委員

侯爵佐竹 義榮君 伯爵南部 利英君
子爵北小路三郎君 子爵松平鏡之助君
子爵井上 勝英君 佐々木惣一君
村上 恭一君 渡部 信君
男爵高崎 弓彦君 男爵沖 貞男君
男爵斯波 正夫君 飯沼 一省君
松尾 國松君 名古屋三吉君
長島銀藏君

○副議長(伯爵德川宗敬君) 日程第四、華族世襲財産法を廢止する法律案、政府提出、第一讀會、入江法制局長官

華族世襲財産法を廢止する法律案
右
勅旨を奉じて帝國議會に提出する。
昭和二十二年二月七日

内閣總理大臣 吉田 茂
司法大臣 木村篤太郎
大藏大臣 石橋 湛山

華族世襲財産法を廢止する法律案
華族世襲財産法は、これを廢止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

登録税法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第八号を次のように改める。

八 削除

不動産登記法の一部を次のように改正する。

第四百四條 削除

第四百四十三條 削除

從前の不動産登記法第四百四條の規定によつてなされた華族世襲財産の設定又は管理財産である旨の登記については、登記官吏は、その登記のある不動産についてこの法律施行後最初に登記をする場合に、職権でこれを抹消しなければならない。

前項の規定を除いて、この法律の施行に關し必要な事項は、宮内大臣がこれを定める。

〔政府委員入江俊郎君登壇〕

○政府委員(入江俊郎君) 只今議題となりました、華族世襲財産法を廢止する法律案に付きまして、提案の理由を御説明申し上げます、華族世襲財産法は華族制度に依る華族の身分上の特典として、有爵者が其の資格を維持するために必要な範圍に於きまして、世襲財産を

設定し得る目的を以て制定せられた法律であります、然るに今回新憲法に依り、華族制度は廢止されることとなつて居り、最早此の法律も必要がなくなりました爲、之を廢止しようとするのであります、何卒御審議の上御協賛を御願ひ申し上げます

○子爵戸澤正己君 只今日程に上りました華族世襲財産法を廢止する法律案は、其の特別委員の數を十二名とし、議長に於て其の指名あらむことの動議を提出致します

○子爵秋田重季君 賛成

○副議長(伯爵德川宗敬君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を朗讀致させます

〔小野寺書記官朗讀〕

華族世襲財産法を廢止する法律案特別委員

侯爵久我 通顯君 侯爵鍋島 直泰君
伯爵清閑寺良貞君 大谷 正男君
子爵秋元 春朝君 子爵松平 乘統君
荒川 文六君 男爵伊江 朝助君
男爵坂本 大造君 藍澤 彌八君
作間 耕逸君 渡邊 甚吉君

ので、國民總掛りの努力の際に當りまして、偶々スタハーフと云ふ炭坑夫が、非常な苦心をして莫大な成績を挙げたので、同國の政府は早速賞金を一舉に數倍に引上げた上に、國民の英雄と云ふ國家最高のタイトルを授けて、全國的にスタハーフ運動と云ふ一大増産運動が展開せられたことがありまして、其の意氣込と言ひ、規模と言ひ、今のやり方とは大分差があるやうに思はれるのであります、我が國に於きましては、終戦後インフレの進行に伴うて、生活の保障と云ふことが強調せられまして、給與の形も生活給與が中心となり、必ずしも各人の能率や生産にリンクして居りませぬし、今回の炭坑夫に對する優遇も全般的な施策でありまして、各人の働き振りに應ずるものではないのであります、のみならず物質面だけで生産欲の昂揚を圖ると云ふことは、一時的の効果はありましても、どんな名案でも、馴れましては效き目はありませぬもので、其の上優遇が各人の働き振りに離れた既得權利になつては、却て面白からぬ結果を招く虞もあります、従ひまして是は特に炭鑛に限らず、産業全般に付て言へることでありまして、斯うした物質的の優遇と並んで、精神的な別の手が考へられぬければならぬと思ふのであります、それに付きまして、近頃民間に於て自主的に經濟を復興しようとする機運が昂まつて参つたのであります、即ち終戦後勞働運動が急速に發展致しまして、爭議や騒動が到處に頻發して、生産を阻害して來たのであります、何時迄も此のやうな状態を繰返して居つたのでは、却てインフレを昂進せしめて、國民生活を破滅を導くと云ふ所から、勞資各々其の經營權と勞働權とを確認し合ひまして、合理的な結び付をなし、雙方協力して産業の復興運動に起ち上つたのであります、斯うして去る本月六日には經營團體及び勞働團體の代表者が集つて、經濟復興會議の結成大會が行はれまして、愈々具體的活動に入ることになつたのであります、斯様な譯でありますから、政府に於かれましても、此の物質的の優遇措置を補ふ精神的な裏付けと致しまして、折角斯うした民間の自主的な運動が盛り上つて來た機運に乗じて、勞働政策上更に之を推進するやうな構想を御持ちでなければならぬと思ひますので、商工大臣と厚生大臣に御伺ひ致したいのであります、第三に、石炭問題に關聯致しまして、重點主義生産に付て一言申し上げますが、今日の我が國は謂は

ば大病を患つた後の衰弱しつた病人でありまして、全身的に消耗し盡して居りますので、一部の機能だけを特別に回復させようと致しますことは、所詮無理でありまして、それどころか逆に全身の衰弱が昂じて一命を落す虞さへあるのであります、然るに我が國經濟力を、石炭と鐵鋼とを起動力とする雪達磨式増産法で再建しようとする案は、一見巧妙なやうではありますけれども、是はもう既に戦時中造船に付て失敗した經驗済のものであります、當時造船警察に於きまして、新たに造られた船の一部を割つて鐵鋼石の運搬専用充て、それで出來た鐵鋼材を以て又船を造り、順次此のプロセスを繰返して増産する案を立てまして、之を雪達磨式と名附けたのであります、處が遂に其の目的は達することが出來なかつたのであります、同じく戦時中石炭、鐵鋼、アルミニウム、航空機などに付きまして、超重點的生産が企てられたのでありますけれども、何れも不成績に終つたことは、今尙我々の記憶に新たなる所でありまして、其の理由と致しまして、細かなことは色々申されますが、要するに産業經濟界は人間の身體と同じく、全體として綜合的に一箇の有機體を構成して居りますので、

關聯産業を無視して或特定の部門だけを強化しようとする所に大きな無理があるものであります、細かいことを申し上げますならば、昨年來重工業生産の一番の隘路はコースであつたのであります、處が最近では他の小さいもの迄皆隘路になつて來て居りまして、一例を挙げますと、圖面を引く紙、青寫眞を寫す紙と云ふものの爲に行詰つて居ると云ふやうな状態でありまして、昨日總理大臣は、施政演説に於きまして、明年度三萬トンの石炭を出すやうにして、我が國經濟を擴大再生産に向けようとし、此の計畫は比較的急速に效果を示す豫定で、概ね本年四月以降、先づ鐵鋼、肥料等の基本物資から逐次生産量の擴大を示すと云ふやうに、樂觀的の見透しを述べられたのであります、が、昨年末以來、實施状況を見ますに、細かい數字は一々申しませぬけれども、石炭部門と鐵鋼部門とをリンクする再生産の過程は豫定通り進んで居らないのであります、現状から推定致しますと、それが急速に效果を示して、此の四月から一舉に軌道に乗ると云ふやうなことは如何なるものであらうかと思ふのであります、又總理大臣は此の重點主義を強行する間、他の産業又は國民生活に對し、犠牲と耐乏生活を

を要望せられて居りますが、戦前の三分の一の低い生産水準で均衡を保つて居る産業を擴大再生産に向けようと致します爲には、特定の部門に重點を置くことは或は已むを得ない窮餘の策でありませうけれども、問題は綜合計畫から見ても、重點の置き加減、バランスを破る傾斜の度合にあるのであります、其の爲抑へられる他の一般部門が蒙る打撃の深刻さ、延いては産業全般に及す影響、言ひ換へますれば、重點主義生産の遂行が必然的に伴ふマイナスの面に付て如何なる御見込を御持ちでありませうか、殊に生産資材の生産が引き續き振はず、從來それを補つて來たストックも漸く枯渇して、産業は唯さへ縮小再生産を迫つて、正に生産停止の危機に瀕して居るのであります、此の時に當つて重點主義生産を強行致しますことは、勢ひ容易ならぬ犠牲を餘儀なくし、又廣く國民の經濟生活に對しても甚大な壓迫を加へることは明かでありまして、之に對して唯、耐乏生活を強ひるのみでは戦時中と同様、徒に民心の離反を招くのみと心配するのであります、尙此の重點主義生産は、假に當面する石炭問題が解決致しまして、次には鐵鋼、或は電氣、或は鐵道、船舶と、今後次から次に續

を要望せられて居りますが、戦前の三分の一の低い生産水準で均衡を保つて居る産業を擴大再生産に向けようと致します爲には、特定の部門に重點を置くことは或は已むを得ない窮餘の策でありませうけれども、問題は綜合計畫から見ても、重點の置き加減、バランスを破る傾斜の度合にあるのであります、其の爲抑へられる他の一般部門が蒙る打撃の深刻さ、延いては産業全般に及す影響、言ひ換へますれば、重點主義生産の遂行が必然的に伴ふマイナスの面に付て如何なる御見込を御持ちでありませうか、殊に生産資材の生産が引き續き振はず、從來それを補つて來たストックも漸く枯渇して、産業は唯さへ縮小再生産を迫つて、正に生産停止の危機に瀕して居るのであります、此の時に當つて重點主義生産を強行致しますことは、勢ひ容易ならぬ犠牲を餘儀なくし、又廣く國民の經濟生活に對しても甚大な壓迫を加へることは明かでありまして、之に對して唯、耐乏生活を強ひるのみでは戦時中と同様、徒に民心の離反を招くのみと心配するのであります、尙此の重點主義生産は、假に當面する石炭問題が解決致しまして、次には鐵鋼、或は電氣、或は鐵道、船舶と、今後次から次に續

出する可能性のある重大問題でありますので、茲に安定本部長官と商工大臣の御所見を伺ふ次第であります、以上を要約し、簡潔に述べますと、経済力の回復は産業全般の建て直しを圖るオーソックスな方策以外には途がないと思ふのであります、それには物質的に缺乏して居る今日と致しましては、或程度海外から物資の援助を受けること云ふことは、輸血と云ふ意味に於きましても、どうしても緊急に必要已むを得ないことと思ふのであります、

同時に國民全體の士氣を昂揚すると云ふことが、何より以て急務であると思ふのであります、廻り遠いやうでありますけれども、結局是が我が國再建の唯一の根本方策であり、是が對策の全部であると申しても取て過言でなからうかと存するのであります、此の意味に於きまして、昨日總理大臣の施政方針演説を拜聴致しますと、産業再建、インフレ對策を初め、各種の問題に付て諄諄として時局突破の方針を御説明になつたのであります、苟も國政を變理せられる總理大臣と致しましては、單なる行政上の施策に止らず、是等一聯の諸問題が由つて生ずる所の原因を徹く底の、もつと調子の高い、高度の經綸と氣魄と意氣込と云つたやうなもの

は當然御持ちでなければならぬことであり、又率直に御抱負を披瀝して戴けると期待して居つたのでありますから、茲に第四點として以下御所見を伺ひたいと存するのであります、元來我が國民性は長い間の封建的因襲から其の時其の時の權力に屈從して、自主獨立の精神に乏しく、加ふるに敗戦と云ふ精神的打撃から國民は今日益々卑屈になりまして、建設的な正義感も、力の前には影を潛めると云ふやうな有様になつて居ります、是が政治の面に於きましては、封建的尊大主義と相俟つて上に立つ者は下の者を使はかりで自分自身何も致さないと云ふ所謂屬僚政治なるものを醸成して居るのであります、此のことは獨り國內政治に限らず、對外折衝、海外の我が國に對する認識を深める爲の努力に付きましても重大關係のありますこと、無論例外の方々はありになることでありますから、誠に恐縮でありますけれども、此の際先づ政府、官界、上層部の人達は總掛りで自ら體當りするやうに致さるべきことと信するのであります、又議會に於ても此の意氣込が欲しいと存するのであります、抑々議事は議場に於て正當に論議せらるべきものと信するのであります、

であります、往々にして何かと斟酌があつたり、遠慮が先になつたり致しまして、議員の意向が十分に表明せられなかつたり、又國民の輿論が反映し切らないやうでは、政治の民主化を以て任する議員の職責上甚だ相濟まぬことと存するのでありますから、貴族院として最後の此の議會は渾身の意氣を以て有終の美を濟さむことと念する者であります、上の風下之を習ふと申しますが、現下の世相は如何でありますか、昨夜來の隆雪で今朝は珍しく一面皚々たる白衣の姿を呈して居ります、

「あゝ、降つたる雪かな、それ雪は鷺毛に似て飛んで散亂し、人は鶴鷺を著て立つて徘徊す」と云ふ述懐の一節が謡曲鉢木にあります、今や我が國上下を擧げて先の見透しを失ひ、只管生きむが爲に右往左往して、殆ど虚脱状態に陥つて居ります、昨今詰らぬデマ・ガ眞面目に信じられて居ることを見ましても、如何に人心が不安に驅られ、動搖して居るかが分るのであります、爲政者の深く心すべきことと誠に憂慮に堪へないのであります、此の精神的虚脱感と物資の缺乏と相俟つて益々生産の低下と國の經濟の破綻を早めて居る有様であります、遂には全官吏のゼネストと云ふ世界に未だ曾て例のない不祥事を惹き起すに至り、更に最後の局面に及んで、遂に聯合國總司令官を煩したことは誠に遺憾であります、事此處に至つた原因として、一つには昨年九月の國鐵爭論此の方、當局の因循姑息な態度と勞働政策の貧困さが指摘せられるのでありますけれども、更に深く考察致しますと、根本的には政府國民を通じて何れも祖國再建の氣魄と熱意との缺如に依るものと切言せざるを得ないのであります、以上縷々申し述べました所を畢竟するに、是等一切の由つて來る所は、一に國民士氣の沈滞にありと申さねばなりません、從ひまして生産の再開、産業の復興も此の禍根を衝かずしては到底達成致し兼ねるのであります、昨日總理大臣は我が國が敗戦の結果志氣を落し、道義頹廢、相剋摩擦日に加はると慨嘆せられたのであります、斯うした風潮が生じたのも、一つには目下の困難なる生活條件に基づく共に、今一つには國家再建の具體的な見透し、其の爲に努力すべき目標がはつきり示されて居らぬからであると信するのであります、政府の施策は擧げて當面の應急對策に集中して居るのであります、後の國民を打つて一丸とする目標、旗印に付ては更に見なすべきものはないのであります、曾ての日露戰爭の後、戦後の經營に當つて戊申詔書が發布せられ、關東大震災の後に復興事業の發足に際しまして、國民精神作興の詔書が頒發せられたのであります、今日は其の時分と事情を異にし、必ずしも其の撥を一にする譯には參らぬのでありますけれども、只今申しましたやうな、現下の世相に徴しまして、何かの形を以て國民精神を振興することが、明治、大正の當時よりも一層緊要であらうと存するのであります、其の上、此の精神運動を裏付けると致しまして、日本國民を破滅から救はむとする宏大な氣宇と、科學的合理性とに基いた國家再建の計畫を立てまして、其の目標を示し、進むべき道を明かに致しますならば、國民は生氣を取戻し、奮つて之に協力することと信じて疑はないのであります、

アメリカでは戦時中、早くも産業再轉換の計畫を練りまして、戦争終了後の事態に備へ、ソヴィエトも戦後逸早く第四次五箇年計畫を發表致しましたし、其の他ヨーロッパに於きましても、ベルギーを初めと致しまして、國民經濟の再建計畫を強力に實施して居る國は、何れも著々として復興の實を擧げて居るのであります、我が國はまだ

賠償案も確定致しませず、講和會議も開られませぬので、對外關係から致しまして、斯うした計畫を作ることには困難なやうに思ひますけれども、一應我が國獨自の立場から、政府が其の責任に於て自主的に考究立案致されまして、それが遂行の爲に死力を盡し、お氣の毒ではありますけれども、其の計畫の一端を本當に死守せられますならば、其のことが即ち政府の政治的迫力となると同時に、民心を安定して國家の再建を促進することとなり、又延いては世界の同情を得る所以であると信ずるのであります、此の際人心を一新して其の向ふ所を知らしめ、國家再建に感奮興起せしめることが何よりの急務であると痛感致しまして、敢て内閣總理大臣の御抱負を御伺ひ致す次第であります、終りに申しますが、從來議會の御答辯は動もすると其の場限りのものになり終る傾がありますが、本質的に對しましては、必ず具體的な實行の伴ふ御答を期待して降壇致します(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 御答を致します、石炭の増産に付て政府の具體案と云ふ御話でありましたが、政府は私の施政方針其の他に於て屢々此の處に

於ても申述べました通り、インフレ、社會不安、生活不安、其の他の總ての問題は御意見の通り或聯關性を持つて居つて、此の社會、國家と云ふ有機體に於ては、一環が崩れれば、一環が又崩れる、又一環が更生と云いますか、完成するならば、自然其の他にも及ぶ、是は其の通りのことであつて、政府も致しましては、先づ第一に石炭三千萬トン増産をし、肥料二百萬トンを作ると云ふことからインフレ問題、或は經濟再建が此處から出發し、又此の出發に依つて社會不安、生活不安、其の他が除かる、第一歩としては石炭の増産である、肥料の増産である、肥料の増産に依つて食糧を確保する、石炭の増産に依つて産業の復活を圖る、此の點に先づ政府は力を集中致さむとして居るのであります、又今日迄石炭の増産の見るべきものがないではないかと云ふお尋ねであります、併しながら是が爲には嘗て議場に於て公表致しました通り、アメリカから重油其の他の輸入を圖つて、先づ之に依つて鋼鐵其の他の増産を圖る、建直しを圖る、是が第一歩である、石炭の増産に致しましては、今日先づ第一に考へらるゝことは物資の缺乏であります、鋼鐵其の他の物資の缺乏であります、先づ此の物

資の増産なり、輸入なりすることに依つて、石炭の増産、或は其の他の肥料の増産に致しまして、先づ是等の物資を得ることに依つて出發すべきものとして計畫を圖て、此の物資は外國から輸入するゝものとして四月以降は石炭増産に向ひ得ると云ふ見透でありませぬ、唯不幸にして今日迄石油、重油其の他の輸入が豫定通り入つて來てないと云ふことは、事實であり、此の爲に製鐵、其の他の事業が進みませぬが、是は既に確約されて居ることであり、是から、必ず輸入し得ることと考へられます、又生産の増強、若しくは經濟の再建に依つて其の他の各種の社會不安等の問題が自然に解決されて行く、先づ其の初歩は石炭の増産其の他にありとして政府は施策を樹て居るのであります、又現在の世相に付て色々御心配のことがありましたが、是は政府と致しましては感と同じうして極力其の憂ふべき事態を救済することに付ては、全力を擧げて致す積りで居ることは、昨日私の施政方針に於て御覽下さるならば、又之を御了解下さるならば、私は御會得が行くと思ふのであります、私と致しましては、其の施政の演説なるものは、此處に單なる空文、作文を讀上げた考へでなく、之を實行致す

覺悟を以て此處に演説致したものであります、此の施政の方針が實行せらるゝや否や、又は徒らに空文に終るや否やと云ふことは、今後の事態に付て御了承を願ひたいと思ひます

〔國務大臣石井光次郎君登壇〕

○國務大臣(石井光次郎君) 只今の御質問に對しまして私の所管に關する二つの點に付て御答辯申し上げます、石炭増産に政府が總力を集中してやう行けと云ふ御言葉に對する答は、只今總理からも申した通りであります、誠に此の石炭三千萬トン増産と云ふことは、言葉には易しいことであるが、今日の日本の情勢から致しますると、なか／＼一石炭廳、或は一商工省の力では及ぶ所ではないのであります、全國民擧つての之に協力がなかつたならばどうすることも出来なと思ふのであります、幸にして國民の間に色々な運動が起り、勞務者の間にも、どうして此の石炭問題は政府が發表致しました三千萬トンに協力しなければならぬと云ふ氣魄が各方面に現はれて居ることと云ふ愉快なことでありまして、政府と致しましては、先頃石炭廳を中央に移す方針を決めたのであります、が、唯中央に石炭：内閣に石炭廳を

移したと云ふだけで、是だけでは石炭三千萬トンの増産の行政の施設の方法としては甚だ物足りないであります、もつと今迄の色々な例を見ますと、内閣に組織を移す、さうすると如何にも恰好宜く見え、國を擧げての力のやうに見えますが、兎もすれば大地に足を踏みしめてないと云ふ嫌ひがあるのであります、さう云ふ風なことの無いやうに、どうしたら是が本當に内閣に移したと云ふ趣旨が徹底し、さうして國民運動的な此の石炭増産の中樞機關となり得るか云ふ點に付きまして、目下急ぎ立案中であります、最近に於て何等かの方法が採られると思つて居ります、抑、御話のありました第一の點の炭礦の經營形態をどうするかと云ふ御話でありましたが、私は先頃の新聞にも書いてあつたのと同じやうなことを矢張り思つて居るのであります、今日は廣い意味に於ての國家管理が既に行はれつゝあるのであります、之を何處迄擧げて行くかと云ふことなのであります、斯う云ふ面に付きましては、實際に應じて色々な施設をして行くより外は方法がないと思つて居ります、國營にするかと云ふ御話でありましたが、私は國營と云ふ形を直ちに行つて、さうして石炭が必ず

しも増産するとは思つて居ないのであります、色々な研究をした結果、どうしてもさうした方が宜いと云ふことであれば、其處に行つても宜い、併し私其處に行つて果して増産するかと云ふことに付ては多少の疑念を持つて居るのであります、目下此の形態に付いては利害得失を篤と研究を致しまして、如何やうにするかと云ふことも決めなければならぬと思つて居ります、が、私は今日の一番の大きな問題は、如何にして石炭を増産するかと云ふにあるのでありますから、經營形態に依つて増産を圖ると云ふことも勿論必要であります、増産を眼目にして色々な經營形態が自然に移つて行く儘に致したいと思つて居ります、第二の炭礦勞務の對策に付ての御話がありました、根本は精神的に勞務者諸君が立上らなければならぬと云ふ御趣旨のやうに承つて居ります、昨年の夏、石炭増産救國運動と云ふものが勞務者を中心にして全國に起りまして、非常な増産を致したと云ふことは御互ひ非常に嬉しい報告として聽いて居つたのであります、精神の面も勿論必要であります、私共と致しまして、特に商工省の立場と致しまして、先づ考へますことは、勞務者諸君に十分に

働くだけの、働いて行く意欲の起るだけの衣食住を満足させてやりたいと云ふことなであります、色々な資材、食ひ物、食糧、色々な物を提供することを政府は色々計畫をし、約束を致しましたが、實際に於てもすれば遅れ勝になつて居ります、主食六合の配給と云ふものを決めましたが、是も米麥を中心にしてやりたいと云ふことを約束しながら、なかなか色々な關係上、努力しながら米麥は送れない、麥粉を送る、或はそれとどうかすると遅れ勝にならうとする状態であつたのであります、何と致しまして、斯う云ふものを先づ十分に提供し得るやうにする、約束したものだけは守ると云ふやうな方面に、私と致しましては有るゆる努力を致して行きたいと云ふことを念じて居るのであります、住宅の問題が能く論議されますが、是も幸に致しまして、新設一千五百戸、修繕するもの三千九百戸と云ふ案が出来て居ります、併し是も木材の入手等の問題に付きまして、今日の状態では思はしく進みまして居ないやうであります、斯う云ふものも出来る限り力を致しまして、例へば木材の點に於て今の儘では出来ないならば、如何にして之を入手するかと云ふ點に付きまして、農林當

局とも能く打合せを致しまして、急速に斯う云ふものを實現するやうに努力致したいと思つて居ります、尙實銀問題に付きましては、地下労働の特殊性に鑑みまして、私は是は出来るだけの待遇を致さなければならぬ、實物もやるが、又其の外に足りない部分に付ての費用としても考へてやらなくちやならぬと云ふことを考へて居ります、此の炭礦労働者に對する適正なる賃銀基準を作る爲には、給與審議會に近く諮問をする積りで居ります、第三の重點主義生産が外の産業に及ぶ影響に付ての御質問があつたのであります、が、先程總理から御答へ致しましたやうに、石炭を中心にして、石炭と鐵鋼との循環と申しまするか、増産に依りまして、此の縮小再生産の現状を打破して行くと云ふことを我々の方針と致して居ります、誠にさつき御注意のありましたやうに、此の重點主義と云ふものは或一點に集中する爲に、其の他の面に非常な出血を要求することになるのであります、私共は日本の産業のどの面も、どれ一つとして是は放つたらかして宜いと云ふものはない筈であります、併しそれを承知しながら此の重點的に石炭の配給をし、或一部分には暫く待つて

貰はなくちやならない、此の石炭には鐵材を十分にしているが、其の外の或は自動車工業と云ふやうな、鐵の欲しいやうな面にも十分にやることが出来ないと云ふやうなことは誠に残念なことであります、それならば自然の流に従つて、どれにでも同じやうにやつて行く、どれも可愛い、此の子も可愛いと云ふことでやつて居りましたならば一體どうなるかと云ふことを考へますと、結局總てのものが共倒れになつて、じり貧の結果、日本の産業の復興と云ふものは永久に期待出来ないのである、それならばどうするか、第一番には御承知のやうに外國から資材、原料等を十分仰ぐことが出来するならば、之に依つて立直ると云ふことが一番だと思ひます、どんなに努力しても日本の資材、原料では足りないのです、りますから、何れは此の方面に於て十分なる理解と援助を聯合國に御願しなければならぬ、又現に援助を受けつつあるのであります、それだけではどうにも出来ないと云ふ今日の状態でありますから、我々は何處かに國內の生産面に一つ辛抱して貰はなくちやならぬ部面が出来て来る、是が重點主義を採つた所以でありまして、唯御注意のありましたやうに、重點の順位

を能く考へ、さうして石炭の増産が始まりましたならば、鐵鋼の持つて行く石炭、それが第一としまして肥料の増産と順位を段々と決めまして、多少とも餘剰の出来る物は或は三萬萬トン増産と云ふ線に沿うて色々な計畫を立てますが、それ以上の餘裕の出来て來ます物は、順次重點的に外の産業に廻して行く、さうしてどの産業も順次復活して來るやうにと云ふ注意は、十分致す積りであります、御言葉の御注意に従ひまして、私共は重點産業とは申しませんが、唯一本何時迄も石炭と鐵と云ふだけではなく、その外の面に材料を順次供給し得ることの出来るやうに、努力致す積りであります、之を以て御答と致します

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 只今の島山さんからの御質問に對しましては、總理、殊に只今具體的には石井商工大臣から詳細に御答へ致しましたので、最早私から申上げる必要はないやうにも考へますが、先程島山さんの御言葉の中に、國家管理を炭鐵に對して行ふ、と云ふ意味のことを申したやうに御話があつたかと思ひますが、國家管理を行ふと云ふことは、申したことはない積りであります、只今石井商工大臣か

ら申述べました如く、若し石炭の増産、殊に是は遠い將來の増産ではないのであります、差詰め増産であります、で炭礦の國營其の他のことをやるならば、或は遠い將來に於ては宜いとしまして、差詰め其の爲に何等か經營上に混亂を起す、茲數箇月の間石炭の増産は却て減ると云ふやうなことであります、是はいけないのであります、差詰め直ちに増産をする、斯う云ふ目標から、若しも炭礦の中に國家管理を致せば、其の目的は達し得ると云ふ者があるならば、是は敢てそれを辭するものではない、斯様に考へて居る次第であります、從つて常に申して居ることも左様な線に沿つて話して居る積りで居ります、全く石井商工大臣の意見と同一でありますから、御了承を御願ひ致します、又産業の重點主義、所謂重點主義で資材を特に炭礦に流す、或は又差詰め出来る所の石炭は多く鐵鋼業に廻して、さうして其の出来る鐵鋼を炭礦に流す、斯様な所謂重點主義を先般來取することに致して施策して居るのでありますから、是亦石井商工大臣から申上げました通り、其の影響は、他の産業に及す影響は重大であります、併し是は所謂體當りだと思ひます、それ自身が體當りの政策

であるかと考へるのであります、之に依つて出来るだけ短期間に石炭の増産の目的を達し、從つて一時は他の産業に非常な困難を生じますが、是も極く短い期間に止めて行きたい、斯様に考へるのであります、尙種々なる物資のストックが段々減つて居る、是は事實であります、此の點に付ても只今政府は十分の考慮を拂つて居る次第であります、經濟安定本部に於て特に全國の物資の動員に付て、強力な施策を致したいと、只今其の準備を急いで居る次第であります、斯様な點、只今乏しいながらもまだ残つて居ります所の、全國の物資の動員に依り、此の危機を凌ぎ、其の間に石炭の増産を進めて行きたい、殊に四月からの石炭の増産に付きましては、今迄よりもっと進んだ、思ひ切つた方法に依りまして、十分炭礦の勞務者が活動の出来るやうなことに致したいと、只今商工省の方と打合せて、施策を急いで居る次第であります、御了承を御願ひ致します

〔國務大臣河合良成君登壇〕

○國務大臣(河合良成君) 只今昌山議員から私へ御質問でありましたが、大體各大臣の答辭で盡して居ると思ひますが、此の石炭の増産は、是は國家

再建なり、或は失業對策の萬能策であると思ふことは、私昨年來此の議場で申上げて居る所であり、二百萬トンと申しまして、鐵道、船舶、或は肥料、鐵鋼、瓦斯と云ふやうなものには、もう一定量は入りますので、一般民需、特に國民生活に直接觸れて来るやうな品物の方面などには、實は餘り數字はつきり憶えませぬが、五十萬トン見當しか行かぬと思つて居ります、そこでそれを二百五十萬トンと云ふことに致しますと、其の五十萬トンが倍位になる、さう云ふ點に、只今石橋君の御話になつたと關聯しました、非常に國民生活面に於て、有利な展開を見せるぢやないかといふ風に考へて居ります、是は商工大臣の御話の通り、物質的には全力を盡してやつて居る、又精神的方面に付てどうだと云ふ御話でございますが、此の精神的方面と申すものも、矢張り根柢の大部分は、物質的の方面にあるのであります、或は報償制なり、或は能率給なり、或は米が出來たら新米を先づ炭礦へ積出すと云ふやうな、矢張り物を背景にしました、精神的なそこに推進力を起させると云ふことが、矢張り重大な點でありまして、もう一つは先程御指摘の復興會

議、或は經營基本體と云ふ面に於きまして、是は段々勞働問題などが非常に進展を見せまると、それに對して又一つのペンドラムのやうな働きで、是は是ではいかぬのだ、何とかしなくちゃと云ふ自覺が、矢張り個人の胸に湧いて來て、個人の自覺と國民の自覺と云ふものが湧いて來まして、矢張り是は御互ひに分配をする物を増加しなければならぬ、古いイギリスで申しますウエー・フランド・セオリー、さういふやうな氣持が矢張り國民的に起きて來て、それが只今産業復興會議の、基調的觀念をなして居る、と云ふ風に私共は感じて居ります、此の運動は餘り……ですから直接指導すると云ふよりも、盛り上がる力を土臺にしまして、どうかうまく發展したいものだと思ふことを念願して居る次第であります、又勞働對策の問題に付て、如何にも貧困ぢやないかと云ふやうな、御叱りも受けて居りまして、此の點は微力甚だ遺憾な次第であります、是は御承知の通りに、戦後の經濟の崩壊と申しますか、生産力の減退と申しますか、昨年來の食糧の不足と申しますか、之に伴つてインフレーションと國民の生活難、富の分配が餘程様子が變つて來た、斯う云ふことはもう御存じの

通りの状態であります、そこに一方國民の進歩と申しますか、民主主義への轉換と申しますか、さう云ふ所へ又行けるには、民主主義の誤解がありまして、それから少數指導者の餘り好ましくない活躍もあります、さう云ふものが色々混りまして、それが聯合國の管理下に置かれて居る日本と云ふことを御考へ下さいまして、斯う云ふ病氣の病人に對しまして、どう云ふ方法を取つて行くかと云ふことなんでありまして、それで是は無理は出來ませぬ、やりたいことはやりたいが、はつきりしたことはなかつたやれないと云ふのが現状の状態であります、押寄せて來る上げ潮のやうな勢いと云ふことを見逃がすことは出来ないであります、斯う云ふ點に處しまして、此の勞働問題は、實は端的に申しますと、なかつたむづかしいと云ふことを何卒一應御了承を願ひたい、と申しまして、私共は決して消極的に考へて居る譯でありませぬ、此の思想は矢張り一つの見透しを持つてそれを指導して行かなくちゃならぬ、一つの見解を持つてそれに行かなくちゃ政府はベストを盡さなくちゃならぬと云ふことは深く考へて居りまして、それは此の國民の解放と云ふ

ものをどう云ふ風に導いて行くのが最も適當であらうか、又個性の自覺と云ふものをどう云ふ風に内心的にそれを發達させて行くのが適當であらうかと云ふ、さう云ふ一つの見透しの下に、政府は勞働問題の根本的考を持つて居るのでありますが、さう云ふ現實に處しまする場合に色々困難な事情があつて意の如く行かぬと云ふことに付ては何卒御了承を願ひたい、併し出来るだけの最善を盡して、此の國家危急の際に處したいと云ふ考で居ります

○皇山一清君 簡單でありますから此の席から御許しを願ひます

○副議長(伯爵德川宗敬君) 宜しうございます

○皇山一清君 只今各大臣から何れも比較的懇切な御説明、御答辯を得たのであります、大體は了承致しました、中にはまだ了承し切らぬ點もありますが、總理大臣は殊に御差支がありますやうで御退席になりましたし、又私の申しましたのは、國民が躍いて行く目標旗幟を御示しを願ひ、何等かの計畫を樹て、見透しを付けるやうにして貰ひたいと申上げたのであります、が、只今厚生大臣の御話の中にも、厚生大臣御自身でも見透しの付かない點があると云ふやうな御話がありまして、なか／＼むづかしいのであらうと思ひます、が、總理大臣は幸に作文に止まらず、今後の實行に見よと云ふ御話でありますから、其の御實行に期待を懸けまして、私の質問は是で打切ります

○副議長(伯爵德川宗敬君) 佐々木惣一君

「佐々木惣一君登壇」

○佐々木惣一君 我が國は今や再建の途上にありますが、此の再建の大業は國家が長く繼續して從事すべきものであります、唯時々々段階に於きましては再建の線に沿つて、其の時の事情に相應した適當の措置をなさなくてはなりません、此の見地よりして私は茲に次の四つのことを質問致し、内閣總理大臣及び他の關係諸大臣に御答辯を御願ひするのであります、但し先刻事務當局より承ります所に依りますれば、總理大臣は本日他の公務の爲御缺席になつたのでありますから、他の御列席の國務大臣より私の答辯の趣旨を總理大臣に御傳へ下さいまして、さうして總理大臣の御答辯を他日に得たいと思ふのであります、尙他の國務大臣の方にも御尋ね致すのであります、が、本日は時間の關係上、或は御答辯に差支あるやうなことがあるかも知れませぬのでからして、是も御都合に依りましては、他日に御譲り下さつても宜しいのであります、但し答辯を御願ひすることだけは保留して置きます、第一、政府は憲法改正に際し、我が國憲政の健全なる進展を期する、さう云ふ意味で日本國憲法の施行に先立ちまして總辭職し、又衆議院の解散を奏請すべきものであると思ふのであります、此の點に關する政府の御所見は如何でありますやうか、政府の總辭職と衆議院の解散と云ふのは二つのことであるけれども、私が今茲にそれを必要とします理由は結局同一に歸するのでありますから、茲に一つの質問點として御尋ねるのであります、

す、右の如く政府の總辭職及び衆議院の解散の奏請をなすべきであるとする理由は、之に依りまして現帝國憲法の下に於ける憲政の終りを全うせしめ、同時に將に施行せられむとする新日本憲法の下に於ける憲政の始めを清くすることが出来ると云ふのであります、現帝國憲法の憲政より申し申すれば、即ち有終の美を濟す所以であります、新憲法下の憲政に付て申しますれば、始業の美を濟す所以であります、何を以て斯く申すと申しまするならば、先づ政府の方に於て申し申すれば、政府は現帝國憲法の定むる所に依りまして、天皇の統治を輔弼するものとして設定されて居るのであります、が、日本國憲法施行の後に於て申しまして、日本國憲法の定むる所に依りまして、國民の統治行動を實現するものとして設定されるのであります、即ち現帝國憲法下の政府は、新日本國憲法下の政府とは其の存立の意味より申しまして、全く性格を異にするものであります、故に政府は其の存立の意味と云ふ點より申し申すれば、新憲法施行後に於ては最早本來政治を擔當すべき機關であると云ふ性格を持つて居ないのであります、固より日本國憲法の法制の條項より申し申すれば、其の儘引續いて政府として局に當るゝことは新憲法第百三條の認むる所であり申すけれども、併しながら茲に申し申すのは、さう云ふ法制論を言ふのではないのであります、政治論を申すのであります、政治論より致しますれば、即ち現政府が本來存立して居る其の意味よりして性格如何と云ふことを考へなくてはならないと思ふのであります、是が即ち此の現政府が新憲法施行に先立ち總辭職すべきものであると云ふことの事由であります、而して是が又現帝國憲法下に於ける憲政の終りを全うせしめ、有終の美を濟す所以であらうと思ふのであります、又同時に、是が新日本憲法下の憲政の始めを清くして、其の始業の美を濟す所以であると思ふのであります、斯う云ふ意味に於きまして、私は政府の總辭職を必要と考へるのであります、が、如何でありますやうか、固より此の總辭職と云ふやうなことは色々の意味からも考へられるのであります、けれども、私は茲に即ち帝國憲法有終の美を濟し、日本國憲法始業の美を濟すと云ふ、さう云ふ見地から、さう云ふ意味で行動すべきものであると、斯う云ふ風に思ふのであります、次に帝國議會のことに付きましては、同様のことを考へべきであります、帝國議會も現帝國憲法の定むる所に依り、天皇の統治行動を協贊するものとして設定せられて居るのであります、が、新日本國憲法の下に於きましては、國民の統治行動を決定するものとして設定されるべきものであります、故に其の存立の意義より申し申すれば、全く此の帝國議會と、それから新憲法下に於ける所の國會と云ふものとは性格を異にして居るものであります、でありますから、帝國議會と云ふものは、固より新憲法施行に入る前に其の存立を失はしめらるべきものであります、併し是も全く政治論より申すのであります、法制論より申すのではあります、

行に先立ち總辭職すべきものであると云ふことの事由であります、而して是が又現帝國憲法下に於ける憲政の終りを全うせしめ、有終の美を濟す所以であらうと思ふのであります、又同時に、是が新日本憲法下の憲政の始めを清くして、其の始業の美を濟す所以であると思ふのであります、斯う云ふ意味に於きまして、私は政府の總辭職を必要と考へるのであります、が、如何でありますやうか、固より此の總辭職と云ふやうなことは色々の意味からも考へられるのであります、けれども、私は茲に即ち帝國憲法有終の美を濟し、日本國憲法始業の美を濟すと云ふ、さう云ふ見地から、さう云ふ意味で行動すべきものであると、斯う云ふ風に思ふのであります、次に帝國議會のことに付きましては、同様のことを考へべきであります、帝國議會も現帝國憲法の定むる所に依り、天皇の統治行動を協贊するものとして設定せられて居るのであります、が、新日本國憲法の下に於きましては、國民の統治行動を決定するものとして設定されるべきものであります、故に其の存立の意義より申し申すれば、全く此の帝國議會と、それから新憲法下に於ける所の國會と云ふものとは性格を異にして居るものであります、でありますから、帝國議會と云ふものは、固より新憲法施行に入る前に其の存立を失はしめらるべきものであります、併し是も全く政治論より申すのであります、法制論より申すのではあります、

院は矢張り依然として存續し得るのである、唯貴族院は言ふ迄もなく、當然に法制上存在を失ふものであります、併し私の先刻申しました立場より申しますれば、衆議院も存在を失はしめらるべきものであると思ふのであります、併しながら是は貴族院と違ひまして、當然に存在を失ふものではあります、せぬから、其の存在を失はしむるの行爲がなくてはなりません、それは先づ第一に考へられるのは、衆議院議員諸氏の辭職と云ふことが考へられるのであります、併しながらさう云ふことの實現が出来ぬかどうかは固より私の知り得ない所でありまして、仍て私共が茲に考へられることとして、衆議院を解散すると云ふ方法より外ないと思ふのであります、衆議院の解散を奏請すべきものであると思ふのであります、是が又現帝國憲法下の憲政の終りを全うせしめて有終の美を濟す所以であり、又同時に新日本國憲法下の憲政の始めを清くし、始業の美を濟す所以であると思ふのであります、斯くして現帝國憲法下の憲政に有終の美が濟され、又同時に新憲法下の憲政に始業の美が濟するに於て、始めて我が國の憲政と云ふことが、全體として健全なる進展を遂げて居ると言ふことが出来ると思ふのであります、此の點に付きまして政府の御所見は如何であらうかと云ふことを御尋ね致したいと思ふのであります、私は、以上は我が國の憲政全體をして健全なる進展を期すると云ふ意味から總辭職及び解散を申したのであります、別の意味からも亦總辭職又は解散を考へられる

ことがあるかも知れませぬが、唯私が茲に第一點に申しましたのは、即ち我が國の帝國憲法有終の美を濟し、又日本國憲法始業の美を濟さしむる、以て我が國の憲政全體をして健全に發達せしむると云ふ、さう云ふ意味に於て此の事を御尋ねするのであります、此の事は總理大臣に御尋ねするのでありますけれども、同時に金澤國務大臣の御意見を伺ふことが出来れば幸ひであります、第二に當面緊要のことである政局安定の爲にも國民の意思を問ふと云ふ必要があり、政府は此の意味に於て衆議院の解散を奏請すべきものであると思ふのであります、如何でありますやうか、是は同じく衆議院の解散に關することであり、其の第一に述べましたものは、全然違つて居るのであります、政局の安定の必要であると思ふことは、今日痛切に感ぜられて居る所であり、而も政局が安定を缺くこと、今日の如き状態に於て爲されることは從來例を見ませぬ、或は内閣の改組と言ひ、或は聯立の内閣と言ひ、或は内閣の總辭職と言ひ、或は衆議院の解散と言ひ、或は政黨の合同と言ひ、或は政黨の提携と言ひ、或は新政黨の設立と言ひ、實に政局に暗雲低迷して、國民は其の如何なることに落著くかと云ふことに惑ふことは、實に甚だしいものと感ずるのであります、其の具體的事實は此處で申上げる必要はありません、概観して此の事には皆様が御同意であると思ふのであります、唯國民が今日政局の不安定に依つて、國民自身が不安の感を懷いて居ると云ふことは見逃すこと

は出来ませぬ、是は政局の安定を缺くと云ふ、さう云ふ状態其のものが從來に見ざる所の一種特異のものであるから、國民が不安を感じるものでありますけれども、又それよりも斯かる状態では我が國家再建が出来ないのであるか、國家再建の途上斯かることで宜いのであるか、斯う云ふ點に國民が非常に憂慮して居るのであります、是で非常に不安の念を懷いて居るのであります、でありますから、政局を安定せしむると云ふことは、實は政府及び政黨をこめての、所謂政治家諸君だけの關心事ではないのである、實に國民全般の關心事であるのであります、然らば今日如何にして此の政局を安定せしむるかと思ふことは、國民の意思に依つて之を決することが適當であると思ふのであります、でありますから、茲に衆議院を解散し、政局安定の方法を知ると云ふ爲に國民の意思を問ふのが適當である、其の意味に於て衆議院を解散し、更に選舉を行ふべきものであると思ふのであります、政府の所見は如何でありますやうか、尤も先般マツカーサー司令官より吉田首相に對しまして、昨年の選舉以來我が日本の諸般の事情は變遷して居るのである、最早今日は更に國民の意思を問ふと云ふ爲に解散すべき時期に達して居ると云ふやうな意思を告げられたと云ふことであります、是が新聞に報道せられたのであります、爾來衆議院は解散されるであらうと云ふ、さう云ふ前提の下に新聞報道が色々に爲されて居るのでありますからして、此の衆議院の解散と云ふことは、或は

既定の事實であるかの如く思ひますけれども、併しそれにも拘らず、私が茲に質問致しますのは、別に理由があるものであります、それは私が只今申し上げて居ります衆議院の解散の必要は、政局の安定の爲に國民の意思を問ふと云ふ、さう云ふ意味に於ての解散の必要を言ふのであります、此の一年間諸般の事情が變つたからして、それに依つて國民の意思を知る爲に解散をすると思ふやうな、さう云ふ意味も固より重要であります、私は其の意味の外に特に今日の政局の安定を附ける方法を知る爲に國民の意思を問ふ、さう云ふ意味に於て解散が必要でないかと云ふ風に考へるのであります、且私は此の質問は、マツカーサー司令官のあの書翰が發表される前に、既に電報を以て通告をして置いたのでありますから、或は政府の解散の意味が決定して居て、私の質問が不當であるかも知れませぬけれども、私はマツカーサー司令官とは又別の見地に於て之を御尋ねして居るのであります、そこで御尋ね致しますのであります、政府は果して新聞記事に依つて國民が想像して居るかの如き、衆議院を解散すると云ふ、斯う云ふ意思を御決定になつて居るのであります、之に付きましては、昨日總理大臣の御演説の中にも、マツカーサー司令官の解散に關する書翰のあつたことは御話になつたのでありますけれども、併しながら果して解散するや否やと云ふことに關しての政府の御意思は判明して居らなかつたのでありますから、茲に之を御尋ねするのであります、更に政局の安定と云ふこと

に關して、私は國民と政黨との關係と云ふことを無視してはいけなかつたと思ふことを申し上げたいのであります、固より政黨政治家は直接に政治を擔當して居る者でありますけれども、併しながら其の政治擔當の方法に付きましては、少くとも選舉の時及び其の後色々な機會に於て國民に對して告げ、或は更に進んで約束して居るものがあるものであります、でありますからして、政黨政治家の行動は常に、此の當て國民に對して告げ、又約束したものと關係と云ふことを忘れてはなりません、政局安定の方法に付ても同様であります、でありますから、政黨政治家が政局の安定に付て色々の行動を爲す場合に當つても、それは決して國民の納得する方法如何と云ふことを眼中に入ることなく、唯勝手我が儘のうちに、即ち國民との關係に於ては我が儘に其の行動を定めると云ふことは、是は如何なる政黨政治の本義に反するものであると私は思ふのであります、が、悲しい哉、從來我が國に於きましては、斯かる弊風が當り前のこととなり、平氣で行はれて居るのであります、是は固より斯かることを許して居ります所の國民の側にも反省すべき點がありますけれども、併しながら國民を指導すると云ふやうなことを以て任じて居る所の政黨政治家自身が非常に反省しなくてはならぬと私は思つて居るのであります、でありますから、此の點から申しまして、今日政黨内閣と稱せられ、又は少くとも政黨中心の内閣と稱せらるゝ此の内閣に於きましては、此の政局安定と云ふことに付ては、何を措いても先づ眞先に國民の納得する方法を知ると云ふことに著眼

しなくてはならぬと思ふのであります、此の意味に於きまして、私は政局安定の方法に付て國民の意思を知ると云ふことの爲に衆議院を解散すべき十分の理由があると思ふのであります、此の第二の解散の理由と、第一の根本の憲政健全進展の理由と、此の二つのことが理由となりまして、私の見る所に依れば、今日は最早衆議院の解散と云ふことに付ては、もう斷乎として之を決定すべき時期に達して居ると思ふのであります、假に斯くの如く決定せらるゝとしまして、固より其の手續等に付ては別に考へなくてはなりません、其の解散の結果、又新政府の設立等に付きましては、是は言ふ迄もなく、来るべき日本國憲法の規定、又は其の規定の精神と云ふものを十分酌んで、さうして此の處置をせなければならぬと云ふことは言ふ迄もないことでありますからして、此處で從來とは違ひまして、新内閣の設定と云ふことに付きまして、此の新選舉の結果と云ふことに付て、非常に考慮をせなくてはならぬと云ふことは、從來の憲法下に於ける所の選舉とは又自ら差異がなくはならないのであります、第三に私は國家再建の國民精神作興の爲に政府は特に努力する必要があるのではないでございませうかと云ふことに付て御尋ね致したのであります、今日我が國の活動は、言ふ迄もなく國家の再建と云ふ、さう云ふ目的を遂げると云ふことに集中すべきものであるものであります、國家再建と云ふことは、唯國家が從來の針路に於て爲した所の活動を持続すると云ふことではないのであります、既に一度倒壊して倒れました所の國家を引起し、新たなる針路

に向けて活動を開始すると云ふことではなくてはなりませぬ、即ち従来の誤れる國家的態度を再び繰返すことなく、國家の内外に於きまして、平和的、道義的共同生活の樹立を目的として、之に達するやうに適當なる道を歩むと云ふことの外はないのであります。が、我々國民の方より申しますれば、國家の活動の從來の針路に於きまして、我々は公共の爲に奉仕する、或は奉仕しなければならぬと云ふやうなことは、當然考へて居たのであります。けれども、此の再建の場合に於きましては、單に普通の意味に於ける公共の爲に奉仕すると云ふやうなものと同一精神であつてはいけなないのであります。特に國家の再建の爲にする所の、公共の爲に奉仕すると云ふ特別の精神を以て之に當らなくてはなりませぬ、即ち是は國家再建の國民精神となすべきものであります。唯國家心とか、單に愛國心とか云ふやうなものではない、其の國家は既に倒れて居る、此の國家を再建すると云ふ、さう云ふことの爲に特に公共に奉仕するのであると云ふ、此の精神を私は國家再建の國民精神と申すのであります。斯かる意味に於きまして、國家再建の國民精神と云ふものが、果して今日我が國に十分に存在して居るでありませうか、残念ながら大いに疑はれるのであります。是は事々しく箇々の事實を申上げる迄もなく、今日我が國の世相を概括的に觀察致しますれば、斯く言はざるを得ないのであります。此の國家再建の國民精神を再興するのでなく、到底國家の再建は不可能であることは申す迄もありませぬ、從つて即ち政府に於ても、國家再建の精神の作興と云ふこと

との爲に、特に努力すると云ふ必要があると思ふのであります。唯所謂愛國の精神を再興すると云ふやうなことだけではいけないのであつて、國家再建の爲にする所の精神を再興すると云ふことが必要であると思ふのであります。が、政府の所見如何でありませうか、併しながら國家再建の精神の作興に努力すると申ししても、固より色色のことが考へられるのであります。が、先づ其の一つと致しましては、何と申しまして、國家再建の國民精神の作興の爲には、國家は國民に生活安定の感を與へなくてはならないのであります。國民が生活安定の感を持つと云ふことは、國家再建の國民精神の起る爲の前提であります。此の生活安定の感なく、即ち生活不安の感を國民に懷かしめて置いて、而も之に國家再建の精神の發刺たることを求むると云ふが如きは、到底是は不可能事と思ふのであります。固より我々は其の生活が如何様であらうとも、國家の爲、或は今日に於ては國家再建の爲に、大いに活動すべきものであると云ふことは考へて居ります。けれども、併しながら之を説くは實は個人修養の論であります。政治の論ではないのであります。所謂道義學者、道德家等がさう云ふことを言ふのは差支ありませんけれども、政治の方針としてさう云ふことを言つたり、それを以て國民に求むると云ふやうなことは、抑々政治の何たるかを解せざるものであると思ふのであります。但し此處に生活の安定と申しましたのは、是は我が國に於て、我々が我が國に於ける人間として與へらるべきものであると客觀的に認めらるべき生活を得ると云ふことに外ならないのであ

りまして、それは飽く迄も我が國に於て生活する人間と云ふことが前提となつて居るのであります。從つて我が國に於ける澤山の人間の間の生活狀態の比較と云ふやうなことも考へなくてはならないのである。又我が國以外の國家に於て生活して居る人間の生活狀態と云ふことを要求すると云ふことも亦誤りであります。要するに我々人間が、我が國家に於て生活する者として、受くべき所の生活でありますからして、此の意味に於て生活の安定感と云ふことを、我々が與へられなくてはならぬと思ふのであります。が、それから其の一つと致しましては、國家再建の爲には國民が皆此の大業を分つて任ずると云ふさう云ふ觀念が必要となりませぬ。國家再建の爲に必要と考へられます所の事柄は種々ある、又國民がそれらの立場で之に當るのであります。併しながら是は決して政府だけとか、或は又國民だけとか、或は又國民中の或特定の者とか云ふやうな者が、此の再建の業に任ずるべき筈のものではありません。皆が此の國家再建の大業を分つて任ずるの觀念がなくてはならぬからして、之を國家の再建を皆が分つて任ずる國家再建分任の意識と私は言ひたいと思ふのであります。即ち前に申しました國家再建の國民精神と云ふ所の一般的な精神に基いて、更に我々は國家再建のことに皆銘々分つて任ずるのであると云ふ國家再建の分任の意識と云ふものが必要であると思ふのであります。詳しく申しますれば、それらの各人各々の人より申しますれば、國家再建の爲に努力すると云ふ職分を持つて居るのである、又國民全體より

致しますれば、自分だけが國家再建の職分を持つて居るのぢやない、皆が國家再建の職分を持つて居るのである、從つて其の皆の持つて居ります所の職分と云ふものがお互に依存して、さうして始めて國家の再建と云ふものが出来るのである。若し或者が國家再建の職分を盡さないならば、それは其の者が責めらるべきものであることは言ふ迄もありませぬけれども、それが他の國家再建の職分を盡すことを不可能にすると云ふことを我々は考へなくてはならぬのであります。斯う云ふ意味に於きまして、國家再建の職分を我々が各人に觀念し、又他の人間の國家再建の職分とも相互に依存して居る、茲に於て始めて全體としての國家再建が出来るのである、斯う云ふ意味の國家再建の職分觀と云ふものが大いに必要であると思ふのであります。此の點から致しまして、現状の我が國に於きましては、聊か：聊かと申しますよりも、非常に憂ふべき點がある。私は思つて居るのであります。でありますから、固より先刻一として申しましたやうに、我々は生活安定の要求と云ふものを持つ、それは國家再建の必要なる今日に於きまして、此の生活要求觀を持つて少しも差支ないのであるが、併しながら是が特に今日一般の國家觀でなしに、特に國家再建を必要とする今日に於て、他の職分に如何に影響を與へるか云ふことは、又常に忘れてはならないと思ふのであります。自己の生活要求觀が正當であると云ふことの爲に、自己の職分を忘れることの不可能であることは言ふ迄もなく、之が又他の職分に如何に影響をするか云ふ職分依存のことを

忘れて居りますならば、到底是は國家再建の大業に我々國民が當ることは出来ないと思ふのであります。で我が國に於きましては、昨年以來、非常に生活上の要求に基く色々な運動が行はれて居る、私は世人の一部の人が言ふが如く、我々が自己の生活を要求し、又進んでは其の要求の爲に爭議を起すと云ふやうなことは不都合であると云ふやうな議論には賛成致しません。それは固より此の生活要求の爲に爭議を爲さずして済むと云ふやうなことがあるならば、一番好いのでありませうけれども、併しながら其の時の事情に依りまして、爭議を爲さざるを得ざるに至つたならば爭議をするとは少しも差支ないと思つて居るのであります。が、唯併しながら、茲に注意しなければならぬことは、自己が何時でも職分を持つて居る、國家共同生活全般への職分を持つて居ると云ふことを忘れてはならぬと云ふことである。でありますから、茲に非常なる問題は、我々の生活要求の觀を懷くと云ふことが正當であると云ふ、さう云ふ理論と、併しながら又同時に、我々は國家の爲に奉仕する所の職分を持つて居ると云ふことと、此の二つの、それ自身には各々許さるべき所の原則が、どう云ふ風に實際に於て結び付くかといふことが非常な問題であると思ふのであります。之に付きましては、固より色々な方面の努力が必要でありますけれども、何と申しまして、それは氣の毒でありますけれども、其の時々の政府と云ふものが此の兩者の關係を調和せしむると云ふことの任を持つて居ると思ふのであります。それ自身が一つの政治である、でありますから、私

は此の點に付きまして徒に政府を責め、斯う云ふ風には思ふべきであり、尤も前大村内務大臣の御説明に依りまして、ゼネストが不當であると云ふことを私は放送で聴いたものでありますが、併しながらそれはゼネストに依つて違法である、法律違反であると云ふやうなことが起るかも知れぬと云ふことを強調されて居たのであります、違法の行爲はそれはゼネストと雖も出来ないことは疑ないが、併しもつと根本的に、違法とか違法でないとかと云ふやうなことを離れて、もつと根本的の標準からゼネストが正當であるか否かと云ふことは考へられなくちやならぬ、而して今日に於きましては、我が國が普通の國家行動と云ふやうなことでなしに、國家再建と云ふやうな行動を爲す今日である、さうして我々國民は自己の生活要求を爲すことが許されるときに、又國家再建と云ふ、不斷の國家にはない所の特別の公共への奉仕と云ふ、さう云ふ責任を持つて居ると云ふ其の點から、即ちゼネスト其のものの問題を解決し、正當性を判斷すべきである、斯う云ふ風に考へるのではありません、固より私はゼネストの正當性其のものを此處で論じて居るのではありません、此の場合のゼネストの正當性其のものを論ずる所の標準に付て、私の見る所を申し上げたのであります、政府は其の點に付ては如何に御考へるのであります、か、此の點を御尋ねるのであります、而して更に狭く、即ち教育の問題と云ふことは是が關係致しまして、昨日も總理大臣の御説明の中にもありました通りに、教育は非常に重大なことでありまして、政府でも色々御考にな

つて居るのであります、併しそれは多くは學校制度の問題であります、學校制度は固より重大であります、併しながら今日私の見る所に依りますれば、國家再建と云ふ立場よりして最も重要な所の教育の問題は、我々をして國家再建への、さう云ふ爲にする公共への奉仕と云ふ、さう云ふ點から我が國の行動を律すると云ふ、我々が自分何が此の場合に爲すべきものであるか、此の問題として申し上げますれば、國家再建の爲には我々は如何なる行動を爲すべきものであるか、進んで要求すべきこともあり、又或は忍んで耐ゆべきこともありますが、何れに致しまして、如何なる行動を爲すべきかと云ふことに付て自ら判斷して、自己の判斷の實現に大いに勇氣を持つて突進すると云ふやうな、さう云ふ正しく強固の性格と云ふものを養はしむると云ふことが今日の教育上の根本の問題であると思ふのであります、總ての制度は、如何に學校が六・三・三でも何でも宜し、總ての制度は、此の教育上の根本の方針を實現するに適當であるから、之に従はなくてはならぬ、さう云ふ風に、もう少し其處の根本の點に付きまして、政府が御研究を願ひたいと思ふのであります、此の點に付きましては、私は總理大臣の御意見を御伺ひたいと思ふのであります、さう云ふ風な點から申し上げますと云ふ、併し、更に是は如何にも言ひにくいことであるけれども、政府自身が、何が國家の爲に、或は再建の爲に行ふべきことであるかと云ふことに付ての判斷を自らし、又其の判斷

に勇氣を以て邁進すると云ふ態度が、政府其のものに必要であると思ふのであります、例へば彼のゼネストに對する所の、即ち司令部の聲明の如き、或は其の司令部の處置の如き、それに依つて我が國が即ちゼネストが行はれなかつた、で或一部の意見に依りまして、而して私も之に屬するのであります、之に依つて我が國の國家再建に對する所の障礙が兎に角其の時は除かれたと思ふのであります、併しながらそれは政府自身の判斷に依り、或は又其の判斷の實行に依つて行はれたのぢやないと思ふことは、是は總理大臣の昨日の御演説の中にもあつたのである、是が若し、早く政府が斯く判斷し、又其の判斷に邁進せられたであらう所の弊害と云ふものを除いたのみならず、國家再建の國民精神の作興にどれだけ役立ったかと思ふのであります、又今回の解散の如きに至りましても、政府が衆議院の解散と云ふことを是とするのであるか、非とするのであるか、是とするならば即ち其の意味を明かに示すと云ふやうなことも、是は又政府、即ち自らの判斷力及び其の判斷に對する實行力を國民に示すものであります、之に依つて國家再興の國民精神と云ふものを奮起せしむること非常に役立つと思ふのであります、が、但し斯う云ふことは、固より其の時々情勢に依り、又關係の方面から見ますれば、曰く言ひ難いやうな事情があると思ひますからして、政府の人は誤解してはいけません、私は決して責めて居るのでも何でもありません、唯私はさう云ふ風に考へると云ふことを申し上げて、それで兎に角

さう云ふ風な、政府自らが、此の問題に限りませぬ、自ら何を爲すべきかと云ふことを、自ら政府が判斷し、又其の判斷に向つて邁進するのであると云ふ風に、國民に其の信頼を得なくちやならぬ、此の信頼を得ると云ふことは、それに依つて政治其のものが行はれると云ふやうなことを此處で言ふのぢやありません、それに依つて私は、國民に國家再建の精神と云ふものが起るのである、斯う云ふことを申し上げて居るのであります、斯う云ふ點に付きまして、政府の御方は如何なる、何等かの御感じがあるものでありませうか、あるならば伺ひたいと思ふのであります、それで時間過ぎましたので、それからして、是で私の質問は今日は終りますけれども、只今議長の方が御認め下さいましたやうに、他の一點が残つて居ります、其の一點は、私はどうも御尋ねて見たいことがある、それは問題だけを申し上げ置きます、第四點と致しまして、講和會議に臨む用意として、政府は如何なる基本的指導觀念を有するか、斯う云ふ一點が、今日質問の最後に残りましたけれども、時間が大變過ぎて居りますから、是で私の質問は終つて置きます、大變失禮致しました

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 本日は此の程度に於て延會致したと存じますが、御異議ございませぬ
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます、明後十七日は午前十時より開會致します、議事日程は彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會致します
午後零時二十六分散會

定價 一部 七十錢

發行 東京都半込區市ヶ谷本村町
電話 九段 五三一